

## 将来受給することとなる退職共済年金の見込額について

(問 16)「今後の加入期間に応じた退職共済年金の見込額の計算」で、「平成 15 年 4 月からの平均給与月額」を使用することとしている理由はなぜですか。

(答)平成 21 年 4 月から 60 歳までの平均給与月額は、個人ごとに異なり、予測が困難であるため、便宜上、平成 15 年 4 月から平成 21 年 3 月までの平均給与月額と同額と仮定して退職共済年金の見込額を試算することとしました。

(問 17)「平成 21 年 4 月から 60 歳までの平均給与月額をあなたが想定し、あなた自身による計算」は、実際想像もつかないのですが、どんな金額を書けばいいのですか。

(答)今後の給与の額を算定することは難しいことから、あくまでも予定額としてご本人様が推測する金額を使い計算をお願いします。

なお、平均給与月額を試算される際の掛金の基礎となった給料及び期末手当等は、最高限度額（一般職：496,000 円、特別職：620,000 円）と最低限度額（一般職：79,000 円、特別職：98,000 円）の範囲内の額を使用してください。

(問 18)「公務員共済年金のお知らせ」に表示している年金額は、将来必ず受け取ることができる金額なのですか。(組合員に限る)

(答)記載されている見込額は、共済組合に加入し、掛金を納められた期間及び平均給与を基にして現在の計算方法により算出しているものと、今後 60 歳まで掛金を現在と同じように納めたと仮定して算出しているものですので、今後の制度改革やご自身の加入状況の変化等種々の要因により実際にお受け取りになる額は変わります。あくまでも、目安として参考にさせていただければと思います。

(問 19)「公務員共済年金のお知らせ」に表示している年金額は、将来必ず受け取ることができる金額なのですか。(待機者に限る)

(答)記載されている見込額は、過去に共済組合に加入して、掛金を納められた期間と平均給与とを基にして現在の計算方法により算出した金額です。今後の制度改革やご自身の加入状況の変化等、種々の要因により、実際にお受け取りになる金額は変動しますので、あくまでも、目安として参考にさせていただければと思います。

(問 20)「公務員共済年金のお知らせ」に表示している年金額は、月額ですか。それとも年額を表示しているのですか。

(答)記載されている退職共済年金の見込額及び老齢基礎年金の見込額は、共に年額で表示しています。

公務員共済組合以外に厚生年金又は私立学校共済制度に加入した方は、社会保険庁又は日本・私立学校振興共済事業団から、当組合とは別に退職共済年金又は老齢厚生年金が支給され

ます。

また、国民年金の老齢基礎年金は、公務員共済組合の加入実績に応じた老齢基礎年金を表示していますので、公務員共済組合以外に加入した期間がある場合は、その期間に応じた老齢基礎年金と公務員共済組合の加入実績に応じた老齢基礎年金が社会保険庁から合算して支給されることとなりますので、その合計額が年間に支給される年金となります。

(問 21) 年金額が 0 万円と表示していますが、なぜですか。

(答)「公務員共済年金のお知らせ」では、年金額の 1 万円未満の金額は、切捨てて表示しております。

このため、加入月数が 1 年未満等であるため、年金額が 1 万円に満たない方につきましては、年金額が 0 万円と表示されます。

(問 21-2) 見込額が 1 万円と表示していますが、これは月額ですか。

(答)「公務員共済年金のお知らせ」では、見込額として年額を表示しています。なお、1 万円未満の金額は、切捨てて表示しております。